

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、一般財団法人アーネスト育成財団（以下、本財団という）と称し、
英文名を **Earnest Upbringing Foundation** と表記する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、事業をするための、技術経営人財の育成・活用、起業家を支援するエンジェル人材の育成、世界経済の動向調査、事業資金の提供などについて、討論、研究をする研究会、研修会、シンポジウム、調査研究活動、各種事業等などの時代の要請に応える事業活動に取り組むことで、豊かで明るい持続的な成長をする日本づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報の収集、調査及び研究
- (2) 研究会、研修会、講習会等の開催及び成果の公表
- (3) 必要な啓発及び広報活動
- (4) 関係する機関及び団体との連携や交流
- (5) 事業投資、事業資金の提供及び研究資金の提供
- (6) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の抛却および基本財産の処分)

第5条 設立者は、第54条に掲げる財産を、当法人の設立に際して抛却する。

2 前項の財産は、当財団の事業を行うために不可欠なものとして特定された基本財産とし、やむを得ない理由により基本財産の一部の処分し又は担保に提供する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に報告し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 評議員は、本財団又は子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

2 本財団に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度12月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（理事長）が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を報告した場合において、当該事項を評議員会に報告しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び議長がこれに記名押印しなければならない。

- 3 評議員会の議事録（第19条に規定する意思表示の記録を含む。）は、評議員会の日（第19条の規定により評議員会の決議があったものとみなされる日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員

（役員の設定）

第22条 本財団に次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上10名以内
 - （2）監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、その業務を統括する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法令で定めるところにより、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（役員解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除又は限定)

第30条 本財団は一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本財団は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第30条第1項及び第2項の責任の免除

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の二種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は法令の定めるところにより理事が招集したとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき、又は法令で定めるところにより監事が招集したとき。

(招 集)

第34条 理事会は、前条第3項第2号又は第3号の規定により理事又は監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会で互選した理事がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事会の議事録(第37条の規定による意思表示の記録を含む。)は、理事会の日(第37条の規定により理事会の決議があったものとみなされる日を含む。)から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 理事長は、本財団の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第41条 本財団に顧問を5名以内置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年を超えない範囲で理事会において決議する期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問に対しては、理事会の決議を経て理事長が別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本財団は、法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金)

第44条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本財団の公告は、官報に掲載してする。

第12章 事務局

(設置等)

第47条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 本財団は、その主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 事業計画及び予算に関する書類

(4) 事業報告及び決算に関する書類

(5) 監査報告

- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類については、法令の定めによるものとする。

第13章 附 則

(細 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(設立時の事業年度)

第50条 設立時の事業年度は、設立日に始まり、平成25年9月30日までとする。

(設立時評議員)

第51条 本財団の最初の評議員は次に掲げる者とする。

大橋 克巳、吉久保 信一、角 忠夫

(設立時理事及び設立時監事)

第52条 本財団の設立時の理事及び監事は次に掲げる者とする。

設立時理事 西河 洋一、小平 和一郎、柴田 智宏
設立時監事 田中 千税

(設立時の代表理事(理事長)及び専務理事)

第53条 本財団の設立時の代表理事(理事長)及び専務理事は次に掲げる者とする。

代表理事(理事長) 西河 洋一
専務理事 小平 和一郎

(設立者の氏名、住所、拠出財産)

第54条 設立者の氏名、住所、拠出財産は次の通りである。

<住所 略>
西河 洋一
拠出財産 現金300万円

以上、一般財団法人アーネスト育成財団を設立するため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。

平成24年9月22日

設立者 西河 洋一 (印)